千葉県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」(千葉県健康福祉部長通知)に基づき、千葉県知事が有料老人ホームを設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)と行う事前協議等について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

- 第2条 設置予定者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による建築確認(以下「建築確認」という。)の申請をするまでに、有料老人ホームの設置計画について、設置を予定している市町村の長及び知事と事前協議を行うものとする。
- 2 既存施設を活用し、その建物を改修することにより有料老人ホームとしての用途に 変更しようとする者は、建築基準法第87条の規定による用途の変更を申請する前ま でに、前項の協議を行うものとする。

(市町村長との事前協議)

- 第3条 前条の規定による設置予定者と市町村長との事前協議は、有料老人ホームの設置に係る事前協議申出書(別記第1号様式)により行うものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定による有料老人ホームの設置に係る事前協議申出書の内容を審査し、都市計画、土地利用計画及び介護保険事業計画の観点からの整合性等必要な調整を行うとともに、協議の結果について、設置予定者に対して有料老人ホームに係る意見書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(知事との事前協議)

- 第4条 設置予定者は、前条第2項の規定により市町村の長から意見書の交付があった 日から6ヶ月を経過するまでに、知事に対し、その設置しようとする有料老人ホーム の設置運営計画について、協議を行うものとする。
- 2 前項の規定による事前協議は、有料老人ホームの設置運営に係る事前協議申出書 (別記第3号様式)に必要な書類を添え行うものとする。
- 3 第1項の規定による事前協議には、前条第2項の規定により市町村長から交付され た意見書を添付するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による協議が終了したときは、設置予定者に対して事前協議 結果通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(市街化調整区域における有料老人ホームの設置)

第5条 有料老人ホームの設置予定地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域である場合には、知事は前条の協議に際して、原則として、千葉県県土整備部都市計画課において定める開発審査会提案基準(都市計画法第34条第10号ロ及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定の運用について)として掲げられている内容を踏まえて計画されたものであることを確認するものとする。

(老人福祉法に基づく届出)

第6条 設置予定者は、建築確認が必要である場合は建築確認後、建築確認が不要である場合には建物取得後、速やかに、知事に対し、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項の規定により届け出なければならない。

(事業開始後の届出)

- 第7条 有料老人ホームの設置者(以下「設置者」という。)は、有料老人ホームの事業を開始したときは、速やかに、有料老人ホーム事業開始届(別記第5号様式)及び有料老人ホーム情報開示等一覧表(別記第6号様式)を知事に届け出るものとする。(事業変更届等)
- 第8条 設置者は、第6条による設置届の内容に変更が生じたときは、法第29条第2項の規定により、変更の日から1月以内に有料老人ホーム事業変更届を知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、入居定員の増加を伴う事業変更及び施設の類型の変更を 行おうとする場合にあっては、知事及び市町村長と必要な調整を行ったうえで事業変 更届を提出するものとする。
- 3 設置者は、その事業を休止又は廃止するときは、知事と必要な調整を行ったうえで 有料老人ホーム廃止(休止)届を提出するものとする。

(開設後の報告等)

- 第9条 設置者は、毎年7月1日現在の有料老人ホームの経営状況等について、有料老人ホーム経営状況等報告書(別記第7号様式)により7月31日までに知事に報告するものとする。
- 2 設置者は、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直すこととし、その結果、財務 諸表との乖離が生ずるおそれがある場合には、その原因及び対処方針等について、前 項の規定による報告と併せて知事に報告するものとする。

(事故等の報告)

第10条 設置者は、有料老人ホームにおいて重大な事故及び災害が発生した場合には、 直ちに当該事故等の内容を知事に報告するものとする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 第2条 この要綱は、平成14年12月2日からその一部を改正して施行する。
- 第3条 この要綱は、平成18年6月20日からその一部を改正して施行する。
- 第4条 この要綱は、平成20年3月1日からその一部を改正して施行する。

(千葉県有料老人ホーム設置協議要領の廃止)

第5条 千葉県有料老人ホーム設置協議要領(昭和63年4月1日制定)は、廃止する。